

番号	同意事項	チェック欄 ※同意しましたか？	
		はい	いいえ
⑤	納入した使用料の還付は原則できません。ただし、個別埋蔵場所については、下記の記載のとおり条例及び規則に基づき行うことができます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	使用料の支払いは一括です。期限内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	合葬式墓地の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継等、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	合葬式墓地を使用しなくなったときは、速やかに返還手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	合葬式墓地の礼拝方法は、間接方式となり、ご遺骨の前で礼拝することはできません。礼拝、献花、お線香は屋外の参拝所で行っていただきます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩	共同埋蔵室への埋蔵は、他の焼骨と一緒に埋蔵しますので、埋蔵した焼骨を返還することはできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考】納入した使用料の還付について

「中野市霊園条例」 ※一部抜粋

(合葬式墳墓使用料の還付)

第 34 条 合葬式墳墓使用者が、第 24 条の許可を受けた日から 5 年以内の期間に第 30 条第 2 項の規定による届出をした場合に限り、既に納入された合葬式墳墓使用料(埋葬期間の延長に係る合葬式墳墓使用料を除く。)に 3 分の 1 を乗じて得た額を還付することができる。